

高齢者の農福連携と 広義の農福連携へ展開 ゆるやか農業、農的活動のススメ



一般社団法人 J A 共済総合研究所 調査研究部 主席研究員
濱田 健司

皆様こんにちは。いつもでしたら、会場にたくさんの方がいらっしゃるのですが、コロナの影響でお会いできないのが残念です。でも熱量はいつもと同じようにお伝えしていきます。

今後、障害者の農福連携は、高齢者の農福連携にも取組みが広がっていきます。これは大きな転機となります。高齢者の農福連携についてセミナーを開催するのは今回が初めてで、意識

啓発の大きな一步になります。

大島政策統括官は厚生労働省を代表し、今後は共生社会を目指すこと、そのなかに農福連携が含まれ、障害者だけでなく高齢者の取組みを広げていく、とご挨拶をいただきました。

厚生労働省で障害者福祉を担当するのは障害保健福祉部ですが、今日は高齢者介護を担当する老健局の笹子課長、そして農林水産省で農村

振興局の農福連携を推進する荻野課長にご報告をいただきます。さらに先進的な取組み事例をご紹介します。多くの皆様にとって、高齢者の農福連携について知っていただくよい機会になるのではないかと思います。

1. いずれまでの農福連携

これまでの農福連携とは、身体、知的、精神等にかかる障害、あるいはその疾患をもつ障害者が農業生産に取り組むことでした。

農業サイドの主な狙いは、労働力不足、後継者や担い手がいない状況を何とか解消したい。福祉サイドには、障害者が新しく働く場所が欲しい、より高い賃金、工賃が欲しいという狙いがありました。農業・福祉双方のニーズがマッチして推進されたのが農福連携でした。

農福連携には、事業所内型、作業受委託型、雇用型の3タイプがあります。

タイプ1「事業所内型」

厚生労働省の障害福祉サービス事業の一環で、社会福祉法人やNPO法人、一般社団法人などの事業所内において、法人が買ったり借りたりした農地で、障害者が農作業をして働きます。

タイプ2「作業受委託型」

農家や農業法人には繁忙期、あるいは恒常的に人手不足が発生します。特にコロナ禍で人手が足りない状況で、事業所が農家や農業法人と受委託契約を結び、障害者がスタッフと一緒に現場に入り農作業をします。

タイプ3「雇用型」

農家や農業法人、あるいは特例子会社で障害者を雇用して、農業を行います。

今大きく広がりを見せているのは、タイプ1とタイプ2です。タイプ3の雇用型は、障害者のことを理解していただくまで時間もかかり、

実際に障害者が就労し定着するのも一般の人々に比べ時間がかかります。

2. 農業活動とは

農福連携は、7年ほど前、私と農水省と厚労省と日本基金で決めた言葉です。以前は障害者就農、園芸療法、園芸福祉、ユニバーサル農業など色々な用語がありましたが、整理し定義したのです。

併せて、私が障害者や高齢者が取り組む農業についても、別の言い方もあると考え定義したのが「農業活動」です。

農業活動には3つの形があります。農産物を生産し、その対価を得ることを目的とする形は「農業（就農）」です。園芸療法のように、農産物を生産して、健康づくり、生きがいづくり、社会参加、リハビリテーションなどを目的とする形を「農的活動（活動）」としたのです。

だと思います。多様な方々と生きていくには、ゆるやかな社会をどう構築するか。ゆるやか農業とは、障害者と一緒に農作業をし、互いに配慮しながら共に生きていく、という形です。

同時に収入を得ることも考慮しなければなりません。今までの農福連携とは、障害者によるゆるやか農業を中心とした取り組みでした。そのなかには、独立して農業を行う障害者もいらっしやいます。雇用される障害者も増えています。

農林水産省が農福連携の取り組み状況を整理しました。全国で約2,100の農業経営体の方が、おそらく作業委託や雇用で農福連携に関係しています。障害者就労施設（A型、B型）、事業所内型・作業受委託型での取り組みが約2,500あります（図2）。

大島政策統括官からもお話がありましたが、内閣府に「農福連携等推進会議」が設置され、内閣府、農林水産省、厚生労働省、文部科学省、

多くの障害者が取り組む農福連携はその間にある、「ゆるやか農業」という生産し対価を得ることや社会参加が目的になり、ゆるやかに就農する形です（図1）。

多様な方々が就農するためには、「ゆるやか」であることが大切です。これは農業だけではなく、22世紀に向かう社会のキーワードの一つにな

（図2）農福連携の取り組み主体数（令和2年度末）

●農業経営体等による取組		●障害者就労施設（A型）による取組	
農林水産省・都道府県・JA全中調べ		厚生労働省・都道府県調べ	
取り組んでいる農業経営体等数（a）	2,121（①）	取り組んでいるA型事業所数（a）	452（③）
【参考】全国の農業経営体等数（b）	約108万	【参考】全国のA型事業所数（b）	3,633
【参考】（a）／（b）	0.20%	【参考】（a）／（b）	12.40%
令和2年度において取り組んでいた農業経営体・JA		令和元年度において取り組んでいた障害者就労施設	

●特例子会社による取組		●障害者就労施設（B型）による取組	
農林水産省政策研究所調べ		厚生労働省・都道府県調べ	
取り組んでいる特例子会社数（a）	49（②）	取り組んでいるB型事業所数（a）	1,949（④）
【参考】全国の特例子会社数（b）	544	【参考】全国のB型事業所数（b）	12,524
【参考】（a）／（b）	9.00%	【参考】（a）／（b）	15.60%
令和2年度において取り組んでいた特例子会社		令和元年度において取り組んでいた障害者就労施設	

（出典）農林水産省ウェブサイト
<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/attach/pdf/kourei-186.pdf>

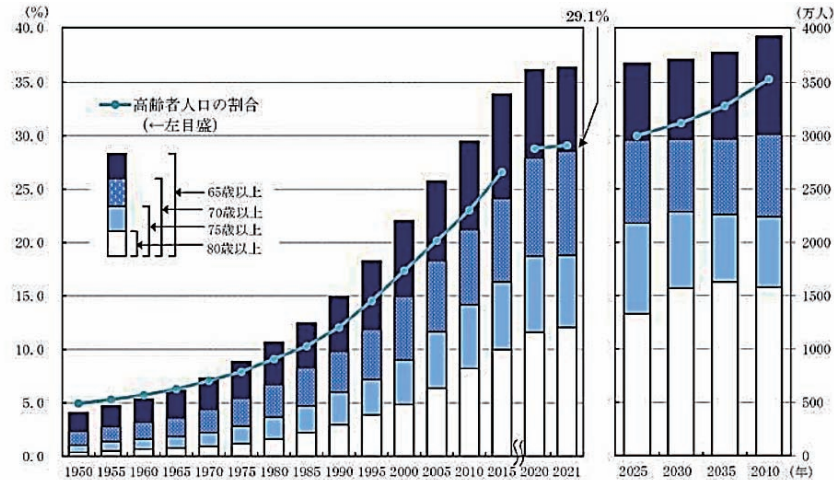
（図1）農業活動
～農業（就農）、ゆるやか農業（ゆるやか就農）、農的活動～

農業 （就農）	ゆるやか農業 （ゆるやか就農）	農的活動 （活動）
農産物を生産し、その対価を得ることが目的	農産物を生産し、その対価を得るが、健康づくり・生きがいづくり・社会参加などが目的	農産物を生産し、健康づくり・生きがいづくり・社会参加・リハビリテーション・レクリエーションなどが目的（対価・謝礼を得ることも可能）

（就労・社会参加・生きがいづくり・健康づくり・リハビリテーション・レクリエーション）

（出典）J A 共済総合研究所『イチから分かる 高齢者の農福連携～高齢者のゆるやか農業・農的活動～』2020年3月発行

(図3) 高齢者人口及び割合の推移 (1950～2040年)



(出典) 総務省統計局ウェブサイト
<https://www.stat.go.jp/data/topics/topi1291.html>

法務省が構成員となり、「農福連携等推進ビジョン」が取りまとめられました。ここに障害者が農業に取り組むことへの理解を広げていくためのアクションが記されており、「Ⅲ・農福連携の広がり」の推進」は今回のテーマにつながります。^(*)

「農」の広がりについては、今後の可能性として、農業だけでなく林業、水産業、エネルギー産業も入っています。高齢者の農福連携では、これらをやってもいいのです。もう実際にやっているところもあります。

「福」の広がりについては、高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者、犯罪や非行をした者とあります。対象者が広がるのです。

(*)「農福連携等推進ビジョン」首相官邸ウェブサイト
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/nousui/dai25/siryou4-2.pdf>

3. 我が国の高齢者の状況

日本の人口約1億2,500万人のうち、65歳以上の高齢者は3,640万人です。うち、障害を持つ高齢者は何人いるでしょうか？

日本では障害者が65歳を過ぎると、要介護認定者に移行します。欧米では障害者をそのように区分せず、一括りに障害者としています。日本では障害者は64歳以下を指します。なかには制度上重複する方もいますが。

日本では身体、知的、精神障害者が合わせて約1,000万人います。65歳以上で障害を持っている方、要介護認定者は680万人もいます。つまり、我が国では約1,700万人が障害者ということになります。

さらに人口の推移を見ると、2040年まで高齢者が増えていくことが予想されます(図3)。

現在、要介護認定を受けている高齢者は自宅、

福祉施設、医療機関等にて介護サービスを受けています。そこでは、一般に比べてかなり安い賃金で、サービス提供者の方々の不断の努力にもとづき、安全・安心で、快適で心地よいサービスが提供されています。そして昔であれば家族が全部行わなければならなかったことを、介護保険制度によって介護の社会化が実現しているという状況にあります。

4. 高齢者の課題

しかし介護保険制度にも課題はあります。介護保険法第1条には目的として「これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう」とあります。これは、要介護状態になった方が、自分の能力に応じて自立した生活を営むための制度であるという意味です。つまり、単に福祉や医療サービスを提供する・受けることが目的ではな

いのです。個人が自立し自分らしく生きること
に寄り添い、必要に応じて支援することを目指す
のが、介護保険の王道です。

介護の現場では、より具体的な課題が出て
います。今まではサービスなので、高齢者をお世
話して、何とかしてあげようという意識が主で
した。これは障害者も同様で、障害者のために、
と頑張ってしてきたのですが本当は違うわけです。
障害者は役割を果たせます。高齢者も役割を持
ち自立できます。ですから現場では高齢者の能
力、やりがいを如何に引き出すかという意味で、
サービス提供のあり方を一生懸命模索していま
す。

一例ですが、デイサービスの内容が女性向け
で、男性が利用したことがありません。
そうしたなかで、利用者の学びや社会参加の機
会をつくることも重要になっています。さらに
介護サービスを受けるだけではなく、心身の機

国が報酬を支払う仕組みです。

しかし実際、現場でどのような介護予防が取
り組まれているかというと、体操教室やちょっ
としたモノづくり、お出かけなどで、どうして
も女性が多く集まる傾向があります。

団塊の世代が高齢者になったことを考えると、
より多様で充実したものが欲しいです。元氣な
高齢者がサービスを受けるだけでなく、主体的
に社会参画、社会参加する機会があってもよい
のです。そして介護保険サービスと同様、男性
が利用したくなるような介護予防の取組みを通
じ、一層健康を維持、増進していくこと、さら
に孤立を防ぐことが求められています。

高齢者の課題は、以下の7つに整理できます。

- (1) 高齢者の能力をいかに引き出すか
- (2) やる気を引き出し、生きがいをつくるか
- (3) できるだけ「自立」できるようにする
- (4) 男性もより一層参加できるようにする

能や健康状態を維持、回復させることも大切に
なっています。

近年、社会福祉法人の内部留保について指摘
されています。社会福祉法人は単に障害者に対
してサービスを提供するだけでなく、社会貢献、
社会的資本としての役割を果たすことが求めら
れているわけです。^(※2)

(※2)「ゆたかな経済生活を営み、すぐれた文化を展開し、人間的に
魅力ある社会を安定的に維持する」このことを可能にする社会
的装置」宇沢弘文「社会的共通資本」岩波書店2000年など。

元氣な高齢者は、自分で人生の選択ができま
す。まだまだ働く方も、文化的な活動やスポー
ツをする方もいます。ボランティア活動で社会
貢献する方や、趣味で余暇を過ごす方、居場所
を探す方もいます。

厚生労働省では、元氣な高齢者向けに介護予
防事業を用意しています。これらは基本、地方
自治体が提供するサービスです。つまり、地方
自治体が色々なサービスを提供することに対し、

- (5) より一層の健康維持・増進
- (6) 居場所づくり
- (7) 社会福祉法人の社会貢献
です。

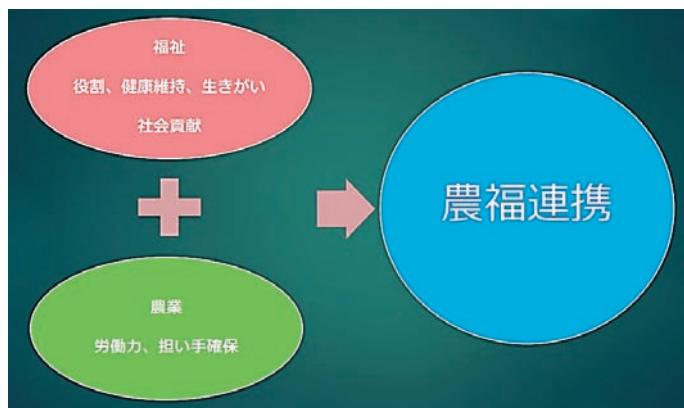
そのため高齢者には、

- ① 「役割」を持つてもらうこと
- ② より一層の心身機能の回復、維持、増進
につなげること
- ③ 福祉サイドの法人が「社会的資本」とし
ての役割を果たすこと
が求められています。

5. 農業サイドの課題

主に農業で日本の食を支える基幹的農業従事
者の方々は、平成22年には206万人いました。
令和2年は136万人です。何と10年間で70万
人、年間7万人ずつ減りました。

(図5) 福祉サイド+農業サイドのニーズ



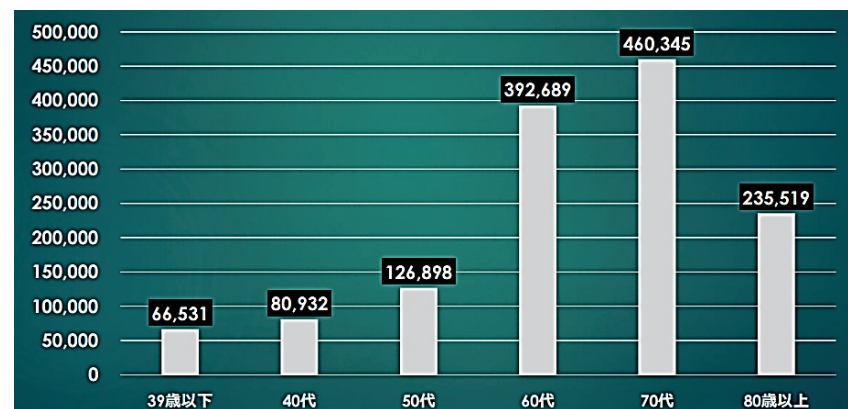
(出典) 報告者作成

年代別にみると、70代が約46万人、80代以上が約23万人います。一方で39歳以下は約6万6,000人しかいません。あと10年したら大変なことになります。基幹的な農業従事者があつという間に100万人を切るという深刻な状況です(図4)。

役割づくり、健康維持、生きがいづくり、社会貢献に取り組みたい福祉サイドと、労働力、担い手が欲しい農業サイド。農福連携は双方のニーズがマッチし、取組みが進められます(図5)。

今から2年前、厚生労働省中国四国厚生局から、高齢者の農福連携に取り組みたいという相談がありました。当研究所で調査研究を行い、パンフレットも作成しました。^(※3)作成には、厚生労働省中国四国厚生局と四国厚生支局、農林水産省中国四国農政局のご協力を得ています。両

(図4) 年代別にみた令和2年基幹的農業従事者数(合計1,36,914人)



(出典) 農林水産省「農林業センサス」

省の局をまたいで協力したのは、多分全国初です。是非ご活用いただきたいと思います。

このとき何を調査したかというと、中国四国エリアの全市町村と社会福祉法人を対象にアンケートをとりました。後ほど一部をご紹介します。さらにエリア内の優良事例について調査しました。今日の事例報告では、そのうちの2つをご紹介します。

調査結果をさらに分析し、高齢者の農福連携の意義や就労への期待、あるいは農福連携モデルを整理しました。そして、今後どのように広げてゆくかについても検討しました。

(※3) JA共済総合研究所「イチから分かる 高齢者の農福連携～高齢者のゆるやか農業・農的活動～」2020年3月発行

6. 高齢者の農福連携モデル

高齢者の農福連携モデルを4パターンに分けました(表)。

(表) 高齢者の農福連携モデルの4つのパターン
ゆるやか農業・農的活動のモデル

モデル	定義	農業活動種類	作業タイプ	目的
リタイア農業者型農業	高齢化等により農業をリタイヤした者・する者による農業(販売実施)	ゆるやか農業(農業)	ゆるやか就農(就農)	健康づくり 生きがいくくり 社会参加(就労)
定年退職者型農業	農業経験のない・農業に主として従事していなかった定年退職者・婦農者等による農業(販売実施)	ゆるやか農業(農業)	ゆるやか就農(就農)	健康づくり 生きがいくくり 社会参加(就労)
介護予防型農的活動	介護予防・日常生活支援総合事業(以下、総合事業)の利用者等による農的活動(販売含む)	農的活動(ゆるやか農業)	趣味等>ゆるやか就農(>サービス料支払い)	レクリエーション 健康づくり 生きがいくくり 社会参加
介護サービス型農的活動	介護サービス事業の利用者等による農的活動(販売含む)	農的活動(ゆるやか農業)	サービス料支払い(>趣味等>ゆるやか就農)	レクリエーション リハビリテーション 健康づくり 生きがいくくり 社会参加

(出典) J A 共済総合研究所『イチから分かる 高齢者の農福連携～高齢者のゆるやか農業・農的活動～』2020年3月発行

り組む場合は、「ゆるやか農業」ともいえます。

(3) 介護予防型農的活動

これまで農業経験のない方が、農業とまではいわないものの、楽しみや健康づくりなどの一環として生産に取り組むのが「農的活動」です。厚生労働省の介護予防「日常生活支援総合事業」の枠内でも実施でき、後ほど細川さんより高知県香美市の取り組み事例のご紹介があります。

(4) 介護サービス型農的活動

介護保険サービスのなかで農的な活動を行う取組みです。後ほどたかつきの石神さんより取り組み事例のご紹介があります。

高齢者の農福連携は以上4パターンに整理でき、これらはゆるやか農業、農的活動といえます。ゆるやか農業は主に比較的元素な高齢者が

(1) リタイア農業者型農業

高齢化により農業をリタイヤした・しようとする農業者が、ゆるやかに働くパターンです。後ほど高知県越知町の矢野さんにご説明いただきます。

高齢者が農業生産の全てに取り組むのは難しくても、一部なら、ちよっとお手伝いがあればできるのです。高齢者を上手にサポートすることによって、健康づくり、生きがいくくり、介護予防につながるのです。

(2) 定年退職者型農業

農業経験はないが定年退職を機に、第二の人生として農業法人などに就農し、農業生産に入る方や、農家出身で主に別の仕事に就いていたが、定年退職後に農業をする方をイメージしています。生活のために毎日しっかりと働くのではなく、生きがいなどとして週何日かちよっと取

行い、農的活動は要介護認定者が行います。

このうち、リタイア農業者型農業、介護予防型農的活動、介護サービス型農的活動については、このあと詳しい事例報告をしていただきますが、私からは簡単に、定年退職者型の農業と、少し介護サービス型の農的活動についてご説明します。

定年退職者型農業は、定年退職した方がいきなり農業生産に取り組むのは難しいので、どこかで訓練を受けたり、農業法人で働いたりする形で就農し、場合によりその後独立する。定年退職後の新しい職場に農業を選ぶパターンです(図6)。

最近の注目は集落営農法人です。集落の農家が出資して法人を立ちあげ、集落全体の農地を管理するのですが、こういうところにも農家出



事業になっています。農林水産省が厚生労働省で検討いただけませんか？と思います。

J A の介護サービス型の農的活動について、理事長挨拶にもありましたが、J A ではデイサービスセンターの取組みがあります。

中国四国エリアで頑張っていたのが、J A 庄原のデイサービスセンターひまわりです。J A の統廃合した支所をデイサービスセンターに改装し、このなかで園芸療法に取り組んでいます。たかつきの石神さんは日本園芸療法学会の会員でもあります。J A 庄原では園芸療法の有資格者2名を職員として配置しています。施設の庭先で園芸を行い、状態の悪い利用者は後ろに座ってお茶を飲みます。また徒歩2、3分のところにある、J A の組合員から借りた畑で農作業をしています。

身者や一般のサラリーマンが定年退職後、農業に入るパターンが多いです。これからは集落営農法人も介護予防的な位置付け、地域の居場所になると思います。

以前広島県に行った時驚いたのですが、ある集落営農法人に伺ったら、その地域では老人クラブが全然機能していないそうです。何故かとたずねたら、高齢の方たちがみんなこの集落営農法人に集まってべらべらしゃべることができて、これが楽しいのです。しかも自分で一から農業に取り組んだら販売までしないといけなければ、ここに朝9時から夕方5時までいけば自動的に仕事が用意されてお金ももらえる、友達にも会えるということで、実は介護予防になっているのです。

行政の立場からすると全く別の視点が見えてきます。例えばオランダでは、こういう取組みに対し「ケアファーマー」として国が助成する

7. 高齢者の農福連携の現状

要介護認定高齢者については、認知症の方、心身に重度の障害を持っている方も多いです。ポットや花壇など比較的小規模な取組みが多いです。園芸療法、園芸福祉、ケアファーム、ソーシャルファームなどの名称で呼ばれ、実施主体は介護施設や医療機関などがメインです。

元気高齢者については、比較的小さな農地や耕作地などで、介護予防、高齢者自身の趣味、ゆるやかな仕事としての位置付けで取り組まれています。実施主体も香美市のように自治体であったり、あるいは先程ご紹介した集落営農法人で受け入れたり、定年退職した方が農業法人で働くなどです。高齢者自ら独立して農業に取り組むこともありますが、これらの取組みは多くありません。

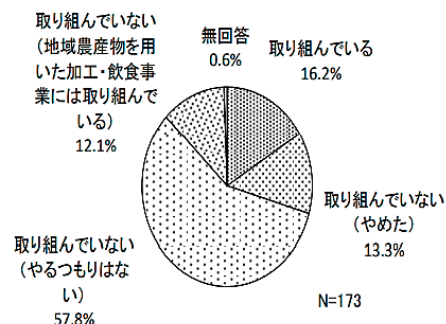
8. 「農福連携」アンケート調査結果

中国四国エリアの社会福祉法人の役職員を対象にアンケート調査を行いました。^(※4)

「農福連携という言葉を知っていますか」という問いには、内容まで知っている方が4分の1。言葉だけ知っている方が28・7%、知らなかった方が44・5%でした。介護サービスに限ってみると、内容まで知っている方は1割しかいません。言葉だけ知っている方は26・5%しかいませんでした。

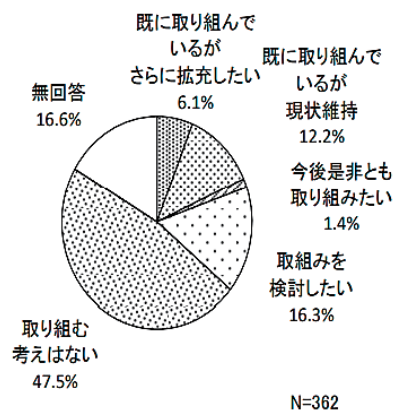
一方で障害者サービスのみのところは、内容まで知っている方が6割近く、約9割の方が言葉まで知っていました。農福連携は社会福祉法人のなかでは、障害者福祉の世界では認知されていますが、介護の世界では未だ認知が足りないという状況にあります^(図7)。

(図8) 要介護認定等高齢者の農業活動 取組み状況



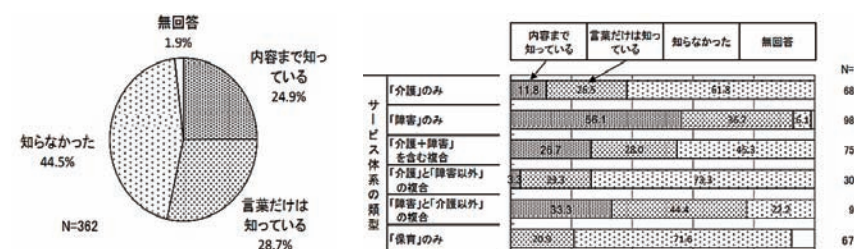
社会福祉法人で要介護認定高齢者の農業活動に取り組んでいるのは16・2%でした^(図8)。未だ取り組んでいないところが多いですが、社会福祉法人の代表に「農福連携に取り組みたい

(図9) 農福連携に関する法人代表者の意向



ですか？」と尋ねたところ、16・3%が取り組みを検討したいと答えました^(図9)。経営者も地域貢献に結び付けたいと意欲を持っているのです。

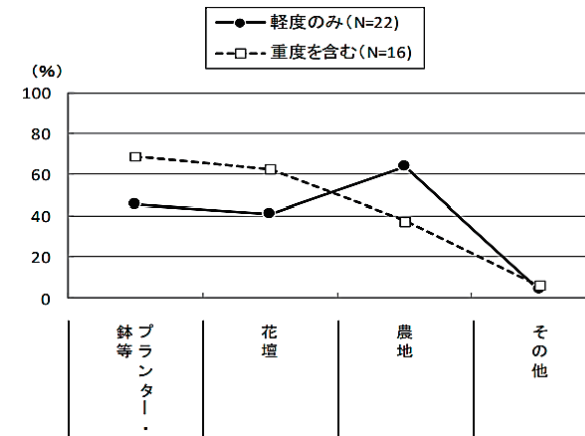
(図7) 「農福連携」の認知



(出典) (図7) から (図13) まで J A 共済総合研究所『令和元年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業「農福連携による高齢者の健康増進・生きがいがつくり・社会参加と農山漁村の活性化の支援に関する調査研究事業」』報告書2020年3月発行

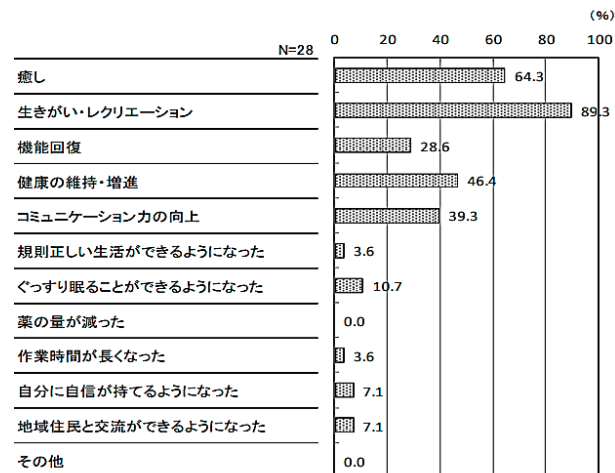
農福連携の実施場所について、参加者の要介護度別に尋ねたところ、軽度者のみの事業所は多くが農地で活動していました。プランターや花壇は重度の方を含む事業所で多くなっていました（図10）。実施内容についてはレクリエー

（図10）実施場所
【参加者の要介護度別】

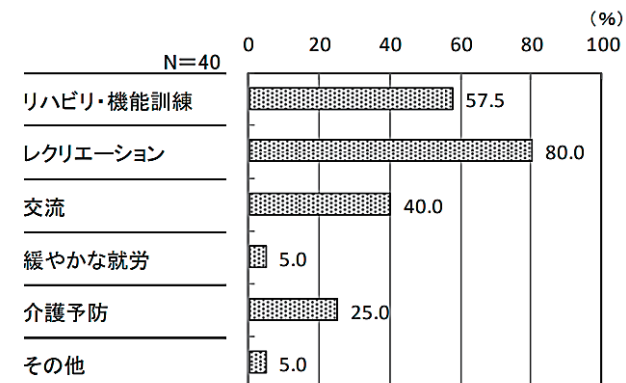


農業活動に取り組んだことによる効果については、生きがいづくり、レクリエーション、癒し、健康の維持・増進、コミュニケーション能力の向上につながったと回答していました。農業活動は高齢者のやる気を引き出し、人とコミュニケーションを図れるようになるわけです（図12）。さらに変化について、身体、精神、認知の状況を見ると、精神の状況は6割が、認知の状況も15%が改善したと考えているのです。身体も20%が改善していると答えており、本当にすごいことだと思います（図13）。

（図12）要介護認定等高齢者の農業活動
農業活動の効果（複数回答）

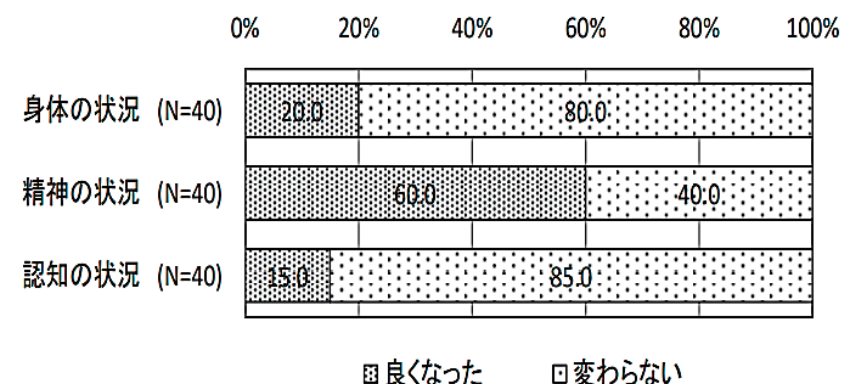


（図11）要介護認定等高齢者の農業活動【事業所単位】
実施内容（複数回答）



ションが8割と多く、次いでリハビリ・機能訓練が約6割でした（図11）。

(図13) 要介護認定等高齢者の農業活動
農業活動による変化



9. 今後の課題

今後は、点の状態にある取組みを線、面にしていくことが重要になります。そのために重要なのは、今日お示しした高齢者の農福連携のモデルと手法を周知していくことです。今回のセミナーはそのために開催しました。ですので、こうした意識啓発に関するイベントをもっと色々な形で色々なところで開催していただきたい。新聞等メディアでも取りあげてPRしていただきたい。社協を含め高齢者関連の諸団体でもっとPRしてほしい。後ほどご説明があると思いますが、厚生労働省、農林水産省に助成金が必要に応じて、国や地方自治体が独自予算を組んでもよいと思います。そして現場がこうした情報を活用し、実際に取組むことによつて、点を線、面にしていくことができると思います。

協力隊でもできるはずです。

10. JAグループへの期待

私はJAグループの職員ですので、JAへの期待を述べます。

JAグループでは、これまでお世話になってきた農業生産者が皆高齢になるなかで、農水省とも組んで新規就農者を募集していますが、やはりどうしても定年退職直前の方の応募が多い状況です。リタイヤ農業者型の農業であれば、JA出資法人などでも雇用できます。またサポートする人材を派遣することもできます。

リタイヤ農業者型の農業、介護予防型の農的活動として越知町の例がありますが、町の持ち出しはなく、総務省の既存の制度を活用しています。後ほど矢野さんのお話がありますが、高齢者ができないことは集落支援員がサポートします。これは例えばJA職員でも、地域おこし

動できます。

今までJAのなかには、障害者の農福連携は取り組みにくいと思ったところがあるかもしれませんが。ですが今後JAがこうした高齢者の農福連携に関する点を増やしていけば、JAが高齢者の農福連携の旗振り役の一翼を担い、ひよっとしたらJAが新たなモデルを生み出すかも知れません。

4つのモデルをお話ししましたが、私は3、600万人の高齢者が、それぞれにあった形で、やりたいことを通じて、楽しくリハビリをしたり、学んだり、社会参加をして、ちよつと農業支援をしてくれないかな？と思います。農福連携がそのきっかけになって欲しいのです。

11. キョードー者が里マチをつくる

さらにちよつとだけその先の話をします。その先には農福商工連携があります。これは生産

これからは「キョードー者」が農業活動をする、林業、水産、エネルギーの生産に携わるのです。目的もリハビリや治療、レクリエーション、居場所づくりなどに広がっていきます。ここを指してさらに取り組んでいただきたいのです。

私は社会的弱者として位置付けられる高齢者や生活困窮者、あるいは障害者も引きこもりも含め、共に支え合って共に生きる人々だと考え、「キョードー者」と呼んでいます。

キョードー者が、つまり、ありとあらゆる人々が共生している、そして人間と自然が共生していく。私はそういった町を「里マチ」と呼んでいます。里マチをキョードー者が一緒になってつくっていく、これを是非目指してほしいと思います。

障害者の農福連携という狭い領域からスタートしましたが、最終的にはまちづくりを目指してほしい。要するに里マチのなかには色々な人

した農産物を加工したり、販売したり、他のところで使うことができる。つまり、調理する、例えば香水や石鹸をつくるなどの加工ができます。さらに、認知症カフェの食材として提供することもできるし、あるいは高齢者の方自身が認知症カフェを運営していくこともできます。それから、子ども食堂に食材提供もできます。香美市社協も取り組みはじめたようです。

さらに林福連携、水福連携、そして共生の取り組みもあります。

社会福祉法人優輝福祉会（広島県庄原市）では、障害者と要介護高齢者が一緒に働いています。耕作放棄地を管理して地域農業を守り、皆が報酬を得るという取り組みです。そういうところには、子どもも参加することができます。

これからは狭義の農福連携から、広義の農福連携に展開します。狭義の農福連携とは、障害者が農業を通じて就労訓練、就労することです。

たちがいて、自然とも共生する中で、それぞれが役割を持ち、必要なサービスを受けながらも、できることでサービスを提供する、そうしたマチを作って行ければと思います。

最後に、参考資料としてご紹介したパンフレットについてです。注目していただきたいのは、当研究所のホームページに2種類、事例掲載ページ有版と無版を掲載していることです。^(※5)

事例有版には本日ご紹介の事例が掲載されています。それ以外になぜ無版を作成したかという、皆さんの地域の取り組み事例を加えて配付することで、高齢者の農福連携の概念・モデルを広げていただきたいからです。自治体など多くの地域でご活用いただければと思います。あらがとつごうございました。

(※5) 当研究所ウェブサイト
<https://www.jkri.or.jp/newsrelease/20200415.html>